

産後ケア事業 （ よ く あ る 質 問 ）

R7年3月時点

No.	区 分	質問事項	回 答
1	趣旨	産後ケア事業の趣旨は。	退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある母親及び乳児に対して、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができる支援体制を確保するものです。
2	対象者	事業の対象者は。	原則として市内に住所を有し、かつ出産後4か月未満の母子で、「入院を要しない程度の心身の体調不良がある」、「育児不安がある」、「家族等から十分な援助が受けられない」のいずれにも該当する方となります。ただし、医療的介入が必要な者又は感染症状があるものは除きます。具体的には、本人の状況を踏まえ、名古屋市が利用の必要性を決定していきます。
3	対象者	原則名古屋市内在住とあるが、「原則」以外はどういったことを想定しているか。	本事業を利用するご本人のやむを得ない事情により、名古屋市内に住所を移せない場合等を想定しています。
4	対象者	母のみの利用は可能か。	原則、母子での利用としています。ただし、保健センターが本人の状況を確認し、母のみの利用を可能とする場合もあります。
5	対象者	利用期間は、産後いつまで利用可能か。	対象者は、原則出産後4か月未満の母子ですが、産後ケアの支援が必要と認める場合は、出産後1年未満まで利用ができます。
6	対象者	利用回数の上限はあるのか。	宿泊型、通所型、訪問型あわせて7日が利用上限となります。ただし、訪問型の利用については3日が上限となります。 ※市長が支援が必要と認める場合には、14日を限度として利用することができますが、この場合においても訪問型の利用日数は3日が限度となります。

No.	区 分	質問事項	回 答
7	対象者	妊娠中の時点から、出産後に対象者要件に該当するような状況が予測され、実際に分娩後の入院中においても不安があるような場合、入院中に申請してもらうことは可能か。	申請手続きが出産後の入院中になることもあり得ますが、この場合であっても、利用前に手続きを行っていただき、保健センターでの利用決定を受けていただく必要があります。
8	対象者	実家に帰っていても実母が仕事をしていて、実質サポートがもらえないということが想定されるが、この場合は対象となり得るか。	申請の際に具体的に状況をお聞きした上での判断になります。
9	対象者	「産後の体調の不良や入院を要しない程度の体調不良がある」「育児に不安がある」「家族等から十分な援助が受けられない」の対象者要件に該当するとの訴えが、本事業の利用を希望する方から医療機関等にあった場合どうしたらよいか。	対象となるのは、本市が産後ケアを必要とする要件に該当すると認め、利用決定をした方となります。 育児不安の状況であるなどの場合には、所定の様式等により本市に情報提供いただくことで、本事業を含めた産後の各種支援施策に繋げていくための参考とさせていただきます。
10	費用	多胎児などの場合には、別料金を徴収することは可能か。	「母子」に対してサービスを実施する事業であることから、多胎児については母子一組として受け入れていただくこととなり、追加料金の設定はしておりません。
11	費用	特別のケアが必要な場合に追加することは可能か。その料金について別に徴収することは可能か。	本事業の範囲で行う内容については、本市の定める費用で実施していただくこととなります。 ただし、入所される母子の上のお子さんの受入れについては、本事業の委託料金以外で実施を可能としています。 その他のサービスについて、利用者への物販や勧誘等をご遠慮ください。
12	費用	予約のあった利用者がキャンセルした場合や、訪問して不在の場合には、キャンセル料の徴収は可能か。	宿泊型及び通所型については、施設の空いている設備及び人員を活用していただくことを想定のため、キャンセル料は設定していません。 同様に訪問型についてもキャンセル料は設定していません。
13	業務内容	利用にあたり申請や相談の最初の窓口になるのはどこか。	各区の保健センターが窓口となります。

No.	区 分	質問事項	回 答
14	業務内容	申請窓口と申請手順について詳しく知りたい。	利用相談や申請窓口はお住いの区の保健センターになります。 申請を受け、保健師が面接の上、ご利用の必要性を判断し、事業所との調整をします。 利用の可否については、保健センターが申請者にご説明をしたうえで判断いたしますので、ご利用が必要と思われる方に対しては、ご本人から、保健センターにご連絡ください。
15	業務内容	サービスの日数は、そもそも市から指定があると解釈してよいのか。	当初の利用決定では、利用事業者、利用するサービス内容の区分(宿泊／通所／訪問)、利用日、利用者負担額を決定し、委託事業者及び利用者へ通知いたします。
16	業務内容	当該利用日に、追加希望についてはどのように対応すればよいのか。	利用を承認された利用者が、当該利用に引き続いて利用日の追加を希望する場合は、希望日の2日前(休日を除く)の17時までに、委託事業者へ連絡をするとともに、本市に利用日追加申請書を提出していただきます。 そのため利用日当日に追加希望の場合は、改めて母が保健センターへ申請をしていただく必要があります。
17	業務内容	委託事業者のやむを得ない理由により、サービスの提供ができなくなった場合はどう対応すればよいのか。サービスの利用日を変更してもよいのか。	委託事業者のやむを得ない理由により、サービスの利用日を変更する場合には、利用日までに保健センターへ連絡をお願いします。 そのうえで、委託事業者より、利用者へ連絡し利用日の調整を行い、利用変更届(第8号様式)を、原則変更する利用希望日の5日前(休日を除く)までに保健センターへ提出してください。 ただし、変更しようとする利用希望日は、当初予定の利用日より原則、1か月以内の日付に限ります。
18	業務内容	不安が強く「明日からでも利用したい。」という希望があったときに対応できるのか。	利用申請からサービスの利用調整など決定までには一定の時間が必要となります。出産後早めのご相談及び利用申請をお願いいたします。 妊娠中から相談できますが、利用申請は出産後となります。
19	業務内容	利用者の居住区と委託事業者が離れていることも想定されるが、どのように調整するのか。	保健センターが利用者と面接の上調整します。 訪問型においては、委託契約時に、訪問可能エリアを確認いたします。

No.	区 分	質問事項	回 答
20	業務内容	宿泊中に児が入院となった場合も、その時点で本事業の対象外となるのか。	ご推察のとおりです。 ただし、必要に応じて、母親のみの利用とすることも可能です。 保健センターにご相談ください。
21	業務内容	上の子等の預け先に困るケースについて、一時保育の利用も想定されるが、優先的に利用できるよう配慮してもらえるのか。	他制度の利用については、申請手続きの中で、保健センターで調整いたします。
22	業務内容	利用者がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、事業者側から断ることは可能か。	実施要綱中で、利用取消の規定を設けておりますので、当該ケースがあった場合には本市にご連絡ください。
23	業務内容	利用調整の連絡があった時に希望日に対応ができない場合は、断ってもよいのか。	ご推察のとおりです。
24	登録・契約	事業開始までの流れは。	応募(申請)いただいてから、当課で申請確認を行い、審査結果通知を致します。その後契約締結を行ったのち、本業務開始となります。
25	事業者要件	委託事業者の要件は。	市内及び近接する愛知県内の市町村にあって、医療法に定める病院、診療所又は助産所であること。産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行う実施体制が確保できること等となります。 詳細は募集要綱をご確認ください。
26	事業者要件	仕様書7(7)における「損害保険」については、市が定めるものであるのか。	本市として特に定めることはいたしません。
27	応募書類	産後ケア事業実施基本計画書(第3号様式)における、1の「施設管理者」の欄には、院長名を記載するのか。病棟長名でよいのか。	院長名をご記載ください。

No.	区 分	質問事項	回 答
28	応募書類	産後ケア事業実施基本計画書(第3号様式)における、2の「嘱託医師名」については必須であるか。また、「連携医療機関名」とは何を指しているのか。	利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時に、連携して対応していただく医師名とその所属医療機関名をお書きください。また、「連携医療機関名」欄には、このような場合に助産所として連携して対応していただく医療機関名をご記入ください。 ※当該欄については、 <u>助産所のみ</u> ご記入ください。
29	応募書類	「産後ケア事業類似業務」とは、特別に何を指すのか。 また、通常の分娩入院以外で特別に実施しているものがなければ、提出を省略してもよいのか。	当事業以外の出張相談や訪問相談など医療保険診療以外の業務を参考としてご記載ください。事業内容を把握させていただく観点から、できるだけ具体的に記載していただくのが望ましいですが、仕様書別紙1「サービス内容の詳細」の見出しを活用していただいても構いません。 通常の分娩入院以外に特段実施しているものがなければ、「該当事業なし」とご記入の上、提出していただきますようお願いいたします。
30	関係書類	その他の必要書類について、保管のみでなく報告の義務はあるのか。	仕様書8(3)に定める調査を本市が行う場合に、提出ができるようにしてください。
31	登録・契約	同一法人で、新たに追加の医療機関を登録する場合の取扱い。	新たに登録申請をご提出いただくこととなります。募集については、引き続き継続して行います。
32	履行期間	履行期間について、仕様書において「契約締結日から翌年3月31日まで」とあるが、令和7年度は再度募集を行うのか。	翌年度以降は、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び翌年度予算の状況等、また、最新の募集要項及び仕様書をご確認いただき、本市と契約更新について協議するものとし、名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱(以下「登録要綱」という。)に定める事業者現況確認書(第8号様式)を提出の上、双方異議がなければ、毎年度ごとに契約の締結を行います。 本募集の趣旨は、要件に該当する事業者を広く募集することであり、応募いただいた事業者が要件を満たしていることが書類等で確認できれば、登録事業者として決定させていただきます。